

新規観光客誘致に向けたさしみシティ賛同店舗賑わい創出業務委託に係る仕様書

1 案件名

新規観光客誘致に向けたさしみシティ賛同店舗賑わい創出業務委託

2 履行期間

契約日～令和8年3月31日

3 背景と目的

令和3年度から「さしみシティ」をキャッチコピーとしたプロモーションを開始し、これまで長崎の魚を提供する飲食店「さしみシティ賛同店舗」や地元スーパーマーケットなどの民間企業と連携しながら、着地型の「旅ナカ」や市民向けの情報発信を図り、長崎の魚の認知度向上と消費拡大や、地域一体となって、長崎を魚で盛り上げる機運醸成に取り組んできた。

今後は、さらに取り組みを発展させ、長崎の魚を起点とした交流人口、観光消費の拡大をめざしており、特に誘客を強化したい時期を、12月、1月の観光閑散期としている。そのために、閑散期に旅の目的として訴求できる、「イベント(※)」を本事業で実施し、これを起点とした「旅マエプロモーション」により、新たな観光客の獲得と観光消費の拡大を図り、地域経済の再生につなげることを目的とする。

※さしみシティ賛同店舗各店で、四季折々の旬の魚や、多様な魚料理を気軽に楽しめる回遊型のイベントで、賛同店舗全体での賑わい創出につながり、ひいては観光客の旅の目的となりうるものとする。

また、魚を長崎市の観光資源として定着させるため、令和7年度だけではなく、次年度以降も民間主導で開催可能な継続性のあるイベントとする。

4 対応方針

- (1)観光閑散期(12月、1月)の冬場に、「イベント」を実施し、これを起点とした「旅マエプロモーション」により、観光閑散期の誘客を図る。
- (2)「イベント」は、持続可能な運営体制とするため、新たな企画の検討のみならず、すでに取り組まれている民間主導のイベントとの連携も含め、企画、実施に取り組む。
- (3)「旅マエプロモーション」は、観光閑散期の誘客のため「北部九州」をメインターゲットに定め、展開する。

5 業務項目

- (1)「さしみシティ賛同店舗回遊型賑わい創出イベント」

ア イベントの企画

来訪者の獲得につなげるため、以下に記載する要素を踏まえ、イベント企画を提案すること。

(ア)店舗回遊型イベント

まちなかを中心に長崎市全域に点在する「さしみシティ賛同店舗」を“はしご”(回遊)したくなるような、仕掛けを提案すること。

(イ)豊富な魚種・多様な魚料理など長崎の優位性を意識させる仕掛け

さしみシティのプロモーションでは、日本一といわれる豊富な魚種や刺身をはじめ、すし、海鮮丼、焼き魚、煮魚など、多様な魚料理の魅力発信を行っており、5-(1)(ア)で記載する店舗回遊と連動し、豊富な魚種や、多様な魚料理を手軽に楽しめるなど、観光閑散期に旅の目的として訴求できるよう、長崎の優位性を意識させる仕掛けとすること。

(ウ)イベント参加、店舗回遊を促す仕掛けの構築

SNS や口コミでの情報拡散が期待され、話題性がある企画を提案すること。

(エ)キックオフイベントの実施

「イベント」の開始を広く周知するためのキックオフイベントを実施すること。

(オ)他シーズン(春、夏、秋)へのシリーズ展開の想定

本事業を冬場のモデルケースとし、他シーズンへ横展開することで、長崎の観光資源として魚のイメージ定着を図り、通年での観光消費拡大をめざすため、シリーズで展開が可能なコンセプトを提案すること。

イ イベントの実施

(ア)実施期間

令和7年12月～令和8年1月を中心とした冬場とすること。

飲食店の受け入れ体制(予約状況等)や、観光客の滞在時間の延伸等、観光消費額の増加を勘案して、日程を設定すること。

(イ)参加店舗の募集

さしみシティ賛同店舗から参加店舗を募集すること。

賛同店舗以外から参加の申し込みがあった場合は、賛同店舗に登録をした上で、参加可能とする。

(ウ)イベントツールの作成及び配布

a 店舗用ツール

イベント参加店舗であることを、回遊する一般参加者に周知するために効果的なツール(ポスター、のぼりなど)を提案、製作すること。なお、製作にあたっては「さしみシティ キービジュアル(※別紙参照)」や「ロゴマーク」をツールのデザインに用いることとする。ツールは店先での掲出を前提としたもので、店舗への配布及び設置の依頼まで行うこと。

b 一般参加者側のツール

参加者がイベントの一体感や盛り上がりを感じ、イベントの参加証となるツールを「さしみシティ キービジュアル」や「ロゴマーク」を用いて製作すること。

ウ 次年度以降の実施につながる仕組みづくり

イベントによる経済効果(利用者数、飲食店売上等)を測定する KPI を設定し、定量的な効果検証を行うこと。

(2) イベントの「旅マエ」プロモーションの実施

福岡市での情報発信型イベントの開催

発信力のある旅行・グルメ系インフルエンサーやメディアを活用した情報発信型イベントを域外で開催すること。5-(1)のイベントを想起させ、来崎の機運醸成や、SNS 等での情報拡散を意識した内容とすること。

※令和6年度実施事業「シースーパーティ」

旅行・グルメ系インフルエンサーやメディア、公共交通機関の広報担当を招き、長崎の魚、すしの魅力のSNS上での情報拡散を目的としたイベントを開催した。地元すし職人の協力を得て、すしの握り実演やマグロの解体などを行い、SNS 上での拡散を意識した演出をした。(インフルエンサー 11名(総フォロワー数 約43万人)を招待。)

(3) さしみシティ Instagram の運営

長崎の魚を起点とした交流人口の拡大、ひいては継続的な消費や、シビックプライドとしての定着に向けた機運醸成を目的に、さしみシティ賛同店舗や水産加工品、長崎の魚に関するイベントなどについて、情報発信する。

ア 通常投稿

(ア)回数 53回

(イ)スケジュール及び概要

発注者に確認の上、投稿スケジュール及び概要について、発注者に確認の上で投稿すること。なお、投稿にあたっては、戦略を立て、コンセプトに沿った内容とすること。また、内容確認や校正等は受注者で確認すること。

(ウ)投稿の際の留意事項

a 「サムネイル画像」については R6年度投稿のデザインを踏襲し、投稿イメージを統一すること。

b 次の2ジャンルいずれかに区別すること。

(a)さしみシティ賛同店舗を紹介する「さしみシティ日記」

(b)水産加工品や長崎の魚に関するイベントなどを紹介する「さしみシティグルメ部」

c 紹介の内容に応じて、静止画と動画を使い分け、伝わりやすい方法で投稿すること。

d 発信力のあるインフルエンサー(フォロワー数 3万人以上)と共同投稿を行うこと。

なお、共同投稿の際は、ホストを「さしみシティ」とし、「インフルエンサー」を招待することとする。

イ キャンペーンの実施

5-(1)のイベントの周知、誘客につなげ、長崎の魚の消費拡大を目的としたキャンペーンを実施すること。なお、それぞれのキャンペーンの効果的な周知について提案すること。

6 業務の内容

(1)業務計画書の作成

各業務項目について、スケジュールを立て、全体の業務計画を立てること。

(2)業務の実施

前述「5 業務項目」について実施すること。

(3)その他

ア 業務の詳細については、本市と協議の上決定し、随時進捗状況を市へ報告すること。

- イ 業務の実施にあたっては、本市の水産、観光振興行政全体に資するものとなるよう、可能な限り公平かつ専門的な視点で運営すること。
- ウ 業務に係る一切の経費(交通費や取材費用等)は、全て事業費に含むこと。
- エ 実施にあたっては本市が保有するさしみシティのロゴマーク、イラスト等の使用が可能であるが、一切の加工・改変を禁じる。
- オ 新たにデザインを行う制作物が発生する場合は、そのデザインについて本市と協議を行うこと。

7 報告書等の提出

(1)事業実施報告書

本業務に係る事業実施報告書を提出期限までに提出すること。

ア 仕様:A4縦、横書き、左綴じ

イ 部数:紙媒体1部及び PDF データ

(2)成果物

業務内で制作物が発生した場合は、その成果物を提出すること。提出形式は、本市と協議の上決定する。

なお、2次活用できるよう編集可能なデータも併せて提出すること。

(3)提出場所

長崎市 経済産業部 商業振興課(長崎市魚の町4番1号 14階)

電子メールアドレス shogyo@city.nagasaki.lg.jp

(4)提出期限

令和8年3月31日(火)

8 留意事項

- (1)受託者は、本市の指示に従って本業務を実施するものとする。
- (2)受託者は、全業務または主要な部分(全体統括及び回遊型イベントの企画立案)を第三者に委託することは不可とする。ただし、業務内容の一部を再委託する場合は、発注者へ契約締結前に「第三者委託承諾願」を提出し、承諾を得なければならない。
- (3)受託者は、本業務の関係書類等を整備保管し、必要な書類の提出や実地検査等に際して協力すること。
- (4)本業務について、この仕様書に記載されていない事項やその他疑義が生じた場合は、発注者と協議の上決定する。
- (5)本委託においては、著作権の取扱いに十分注意すること。
 - ア 本委託により得られる全ての成果物・著作物に対する著作権(著作権法(昭和 45 年法律第48 号)第 27 条及び第 28 条の権利を含む。)は、本市に譲渡すること。
 - イ 本委託により得られる著作物の著作者人格権について、受託者は将来にわたり行使しないこと。また、受託者は本委託に関与した者について著作権を主張させず、著作権人格権についても行使させないことを約すること。
 - ウ 本委託に使用する映像、写真、その他資料等について、第三者が権利を有するものを使用する場合に第三者との間で発生した著作権、その他知的財産権に関する手続きや使用権料等の負担と責任は、すべて受託者

が行うこと。

エ 本委託において、第三者の著作権等の権利に抵触した場合は、受託者の責任と費用をもって適正に処理すること。

オ 本委託により得られる画像や原稿などの成果物については、本市または本市の承認を得た者の名において行う広報活動等に、その媒体・事業を問わず利用できるものとする。この場合、受託者は別途料金を請求しないものとする。

カ 本委託により得られる成果物は、本市が行う PR 事業等のため、別途、第三者との契約による編集や複製利用等ができるものとする。

キ 本委託により新たに撮影・収集した画像(動画を含む。以下、同様)、及び、本委託の過程で新たに撮影・収集する画像は、上記アないしカにかかわらず、次の取扱いとする。

- ・本市及び一般社団法人長崎国際観光コンベンション協会(以下「本市等」という)は PR 事業等の目的で自由に利用することができるが、当該画像のデータそれ自体を第三者に提供することはできない。ただし、受託者が特に指定した画像については、この限りではない。

- ・本市等が当該画像を印刷物に利用するにあたり受託者が提供するデータ形式以外のデータ形式による提供を求める場合、あるいは、画質・画素数では不十分であるなどとしてその差替えを求める場合には、受託者と諸条件を協議の上、決定する(別途、費用発生)。

ク その他、著作権等で疑義が生じた場合は、別途協議の上、決定するものとする。

別紙「さしみシティ キービジュアル」イメージ

- ① 「お魚食べなきゃ帰れない」(観光客向け：ガイドブック、デジタルサイネージ等)



- ② 「推し魚」(市民向け：スーパーでの消費拡大キャンペーンの販促物 等)



- ③ 「ロゴマーク単体」

